

令和6年度 事業計画

I. 情 勢

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行され、コロナ禍前の社会生活が戻りつつあります。また、1月には日経平均株価がバブル後の最高値を更新するなど、経済活動は回復傾向にあり、コロナ禍を機に急速にデジタル化が進められるなど、より一層の活性化と効率化が期待されています。そのような中、1月1日の能登半島地震では大規模な被害が確認されており、一刻も早い回復が望まれます。

全国の健保組合の財政状況は、健康保険組合連合会（健保連）の発表によれば、令和4年度決算は、コロナ禍の受診控えに伴い高齢者医療への納付金が一時的に減少したことで、健保組合全体では経常黒字となった一方で、約4割の健保組合では依然として赤字を計上しており、厳しい状況にあります。5年度の決算では、高齢者医療への納付金の増加と、コロナ禍前の水準を上回る医療費の伸びにより、再び健保組合全体では赤字に転じることが予測されています。すべての「団塊の世代」が後期高齢者となる「2025年問題」を来年に控え、さらなる財政悪化が懸念され、健保組合の存続が危ぶまれる状況です。

昨年6月にはマイナンバー法等の一部改正法が可決・成立し、健康保険証とマイナンバーカードを一体化させ、現行の保険証を廃止する方針が示され、これを受けて、今年12月2日に保険証の発行を廃止することが決定されました。マイナンバーカードの保険証利用により、薬剤情報や特定健診結果等を利用した適切な医療提供が可能となり、被保険者や被扶養者のメリットにつながることを期待されます。

こうしたなか、健保連と全国の健保組合は、誰もが安全・安心な医療を受けられる国民皆保険制度を堅持し、未来へ引き継いでいくことを使命とし、「社会情勢の変化を見据え、全世代で支えあう制度へ」、「医療DXを推進し、国民の健康と安心を確保」、「安全・安心で効果的・効率的な医療提供体制の構築」、「保険者機能の推進による健保組合の価値向上」の4つのスローガンを令和5年10月の「健康保険組合全国大会」において掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。

今後も厳しい社会経済情勢が続くと見込まれているなか、この4つの柱を中心に、国民皆保険制度の維持・発展に向けて実効ある制度改革と必要かつ十分な財政支援を国に求めつつ、健保組合も、高騰する医療費対策、健康づくりの更なる実践、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の対応、ICT化への推進に着実に取り組み、これまで以上に保険者機能を高めていくことが求められています。

II. 基本方針

医療の高度化や、高齢化の進展に伴う高齢者医療の国への納付金の増大等、健保組合の運営をめぐる情勢はますます厳しさを増しております。令和4年度決算では、全体では1365億円の経常黒字となったものの、当健保組合を含め、全国の約4割にあたる559組合が経常赤字となり、5年度決算では総額で3600億円の赤字に転じることが見込まれています。しかしながら、当健保組合においては、被保険者と事業所の支援と協力により、当面の期間、現行の保険料率を維持できると予測しています。

このようなときこそ、当健保組合の基本理念である「健保があってよかった・・・」といわれる健康管理と保険に関するコンサルタント健保になることを目指し、加入者の健康の保持・増進と各事業所の健康づくり活動の支援を含めた保健事業や、医療費の適正化対策に向けた各事業を積極的に展開することが重要です。

本年度から始まる「第3期データヘルス計画」を加入者の健康づくりにおける柱とし、事業所の協力を得ながら、より効率的・効果的な保健事業を展開していきます。

また、加入者の利便性を高めるIT化・デジタル化に取り組むとともに、12月に予定されている「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に向けた準備をすすめます。

III. 保険料率の設定

1. 一般保険料率 10.00% (据え置き)

令和6年度の一般保険料率は、現行の10.00%を維持します。

(一般保険料率・負担割合)

項目	事業主負担	被保険者負担	計
一般保険料率 (負担割合)	6.30% (63.00%)	3.70% (37.00%)	10.00% (100%)

注1：保険料率には調整保険料率を含む。

注2：円未満の端数処理は、被保険者負担を五捨五超入。

2. 介護保険料率 1.80% (据え置き)

令和6年度の介護保険料率は、現行の1.80%を維持します。

(介護保険料率・負担割合)

項目	事業主負担	被保険者負担	計
介護保険料率 (負担割合)	1.134% (63.00%)	0.666% (37.00%)	1.80% (100%)

注1：円未満の端数処理は、被保険者負担を五捨五超入。

IV. 予算編成の概要

1. 予算算出の基礎数値

(1) 一般勘定

①被保険者数	12,200名
②平均標準報酬月額	323,000円
③総標準賞与額	11,809,851,000円
④保険料率	10.00%

【負担内訳】	〔		
事業主	6.30%		〕
被保険者	3.70%	計 10.00%	

【内 訳】	〔		
基本保険料率	5.8878%		〕
調整保険料率	0.1230%		
(小 計)	6.0108%		
特定保険料率	3.9892%	計 10.00%	

(2) 介護勘定

①概算納付金の算定に用いる第2号被保険者見込数	6,848名
②保険料対象被保険者数	6,828名
③平均標準報酬月額	364,000円
④総標準賞与額	7,538,166,000円
⑤介護保険料率	1.80%

【負担内訳】	〔		
事業主	1.134%		〕
被保険者	0.666%	計 1.80%	

2. 収支予算の概要

(1) 一般勘定収入

①保険料

一般保険料は、被保険者数及び賞与の減少を見込み、前述の基礎数値に基づき5,766,138千円を計上しました。

②国庫負担金収入

予算編成にかかる厚生労働省通達により、合計2,442千円を計上しました。

③調整保険料収入

料率は、健康保険組合連合会通知により、0.123%となり、前述の基礎数値に基づき72,356千円を計上しました。

④繰越金

前年度決算残金見込額738,557千円のうち、550千円は財政調整事業繰越金とし、残金738,007千円を計上しました。

⑤国庫補助金収入

特定健診保健指導補助金800千円、その他の補助金は名目計上とし、合計804千円を計上しました。

⑥財政調整事業交付金

健保連からの高額医療交付金として、81,000千円を計上しました。

⑦雑収入

利子収入2,242千円、退職者給付拠出金の還付見込額として補助金等追加収入144千円、その他の雑入10,426千円を含め合計12,812千円を計上しました。

(2) 一般勘定支出

①事務所費

人件費、需要費等162,596千円を計上しました。

②組合会費

組合会開催に伴う経費等1,002千円を計上しました。

③保険給付費

過去の医療費の動向等を勘案し3,752,786千円を計上しました。

法定給付費	3,661,047千円(2.43%増)	1人当たり	300,086円
付加給付費	91,739千円(4.55%増)	1人当たり	7,520円
保険給付費	3,752,786千円(2.49%増)	1人当たり	307,605円

※(%)については令和5年度予算額との対比

④納付金

厚生労働省の予算編成通知を基に2,328,889千円を計上しました。その結果、保険料の40.39%を占めることとなりました。

前期高齢者納付金	969,548千円(20.71%増)
後期高齢者支援金	1,359,332千円(1.87%増)
病床転換支援金	1千円(—)
退職者給付拠出金	7千円(—)
流行初期医療確保拠出金	1千円(—)
納付金	2,328,889千円(8.95%増)

※(%)については令和5年度予算額との対比

⑤保健事業費

特定健康診査事業費、特定保健指導事業費、保健指導宣伝費、疾病予防費等、合計210,521千円とし、保険料の3.65%を計上しました。

⑥還付金

任継者の前年度に収納した前納保険料還付金として2,856千円を計上しました。

⑦営繕費

健保会館の管理・修繕等の費用として4,500千円を計上しました。

⑧財政調整事業拠出金

調整保険料収入との見合勘定となる72,356千円を計上しました。

⑨連合会費

健保連等諸団体への年会費、研修費等5,321千円を計上しました。

⑩積立金

職員の退職積立金10,000千円を計上しました。

⑪雑支出

800千円を計上しました。

⑫予備費

保険給付費及び納付金等の支払いに予算不足が生じた場合に備え、130,257千円を計上しました。

(3) 介護勘定収入支出

①介護保険収入

介護保険料率は1.80%に据置き、前述の基礎数値に基づき672,531千円を計上しました。

②繰越金

前年度決算残金見込額である33,635千円を計上しました。

③雑収入

利子収入等3千円を計上しました。

④介護納付金

厚生労働省の予算編成通知を基に636,312千円を計上しました。

⑤介護保険料還付金

任継者の前年度に収納した前納保険料の還付金として200千円を計上しました。

⑥積立金

介護準備金への積立金として、30,000千円を計上しました。

⑦予備費

介護納付金の支払いに予算不足が生じた場合に備え、39,656千円を計上しました。

V. 事業計画内容

重点実施事項

1. 第3期データヘルス計画に基づく保健事業の実施

「第3期データヘルス計画」における健康課題について、健診結果や診療情報等のデータ分析・効果検証を行い、健康リスクの階層（高リスク層、中リスク層、低リスク層、健康層）に応じた保健事業を展開し、被保険者及び被扶養者の疾病の発症と重症化予防を図ります。

健康リスクの階層

- ①高リスク層 医療機関での治療が必要な方。当健保組合では、血圧値または血糖値が一定の基準値を超えている方を高リスク層としています。
- ②中リスク層 生活習慣病を発症する可能性が極めて高い方。当健保組合では、特定保健指導が必要な方を中リスク層としています。
- ③低リスク層 生活習慣に問題があり、健診結果に影響が出始めている方。
(上記①～②に該当しないレベルの方)
- ④健康層 健康状態に問題がない方。

(1) 事業所と健保組合の連携による健康づくり（コラボヘルス）の推進

事業所と健保組合のコラボヘルスを推進するべく、データ分析システムにて健康課題を抽出し、事業所訪問による健康課題の共有と、健康づくり目標の策定を全事業所に呼びかけます。また「健康経営優良法人」への申請を推進します。

目標：健康課題の共有事業所数	15事業所以上
健康づくり目標の策定事業所数	13事業所以上
健康経営優良法人認定事業所	3事業所以上

(2) 被扶養者の特定健診受診率向上対策の実施

被扶養者の特定健診の受診率向上のため、特定健診の受診状況を把握し、特定健診等のご案内や未受診者に対し受診勧奨通知を送付し、パート先等での受診者に健診結果の提供を依頼します。

また、健康保険組合連合会静岡連合会が実施する特定健診・特定保健指導の共同事業を利用し、年度内に受診できていない被扶養者に受診を促します。

目標：特定健診受診率（被保険者・被扶養者計）	85%以上
------------------------	-------

(3) 特定保健指導実施率向上対策の実施

特定保健指導の実施率向上のため、原則として一般健診により動機付け支援に該当した被保険者全員に特定保健指導を実施します。

積極的支援該当者については、特定健診の対象1～2年目の被保険者を重点的に実施します。

また、より多くの方への指導を実施するため、外部委託業者によるオンライン等の特定保健指導を実施します。

目標：特定保健指導実施率（被保険者・被扶養者計） 30%以上

（４）口腔衛生対策の実施

口腔衛生対策のため、健康教育や広報を通じた知識の啓発、外部委託による歯科健診、事業所が実施する歯科健診事業への補助を実施し、被保険者及び被扶養者の歯肉炎・歯周疾患の早期発見・早期治療につなげます。

また、新たに健康診断の間診票データを活用し、ハイリスク者へ歯科健診受診勧奨通知を送付します。（新規）

目標：食事が噛みにくい・ほとんど噛めない人の割合 11.0%

2. 健康情報提供ツール「P e p U p」を活用した健康づくりの実施

健康情報提供ツール「P e p U p」を活用し、被保険者のヘルスリテラシー（健康理解度）の向上や、良好な生活習慣化を促進します。

（１）P e p U pによる健康情報の提供

P e p U pの登録率の向上を図るとともに、個人ごとの健康状況や健康に関する情報を分かりやすく提供します。

また、より多くの被保険者に「P e p U p」を利用していただくため、「登録キャンペーン」の実施や、未登録者への登録通知を再送すること等により、登録を推進します。

目標：P e p U p登録率 65%以上

P e p U p利用率 15%以上

提供する情報

- ・ **健康年齢** 健診結果をもとに、被保険者の身体は何歳相当なのかをお知らせします。
- ・ **健診結果及び健康課題** 健診結果について、基準値や同年代との比較や健康状態を分かりやすくお知らせするとともに、健診値のレベルに合わせて生活習慣に対するアドバイスを提供します。
- ・ **健康コラム** 専門家の監修による運動、ヘルスケア、生活習慣病、健康レシピ、ダイエット等、様々なジャンルの記事を、被保険者の健康状態に合わせて配信します。
- ・ **医療費通知** 被保険者及び被扶養者の医療費の使用状況をお知らせします。この医療費通知のデータをダウンロードすることにより、e-Taxでの医療費控除申告に使用することが可能です。
- ・ **ジェネリック医薬品差額通知** 被保険者が使用した医薬品のジェネリック医薬品との差が1円以上ある方に対し、ジェネリック医薬品差額通知を配信します（3ヶ月ごと）

(2) P e p U pによるイベントの開催

P e p U pを活用し、被保険者のヘルスリテラシーの向上を図るための「健康クイズチャレンジ」や、運動習慣化を支援するための「農団けんぽウォーキングラリー」、「事業所独自のウォーキングラリー」、生活習慣を見直すきっかけづくりの「農団けんぽデイリーチャレンジ」を開催します。

目標：健康クイズチャレンジ参加率	20%以上
農団けんぽウォーキングラリー参加率	10%以上
事業所独自のウォーキングラリー	5事業所以上
農団けんぽデイリーチャレンジ参加率	10%以上

3. 医療費等の適正化対策の実施

(1) レセプト点検の実施

レセプト（診療報酬明細書）点検をより効果的に実行するために、アウトソーシングや社会保険診療報酬支払基金の請求前資格確認を活用し、不適正医療費の排除を行います。

また、給付対象外傷病（労災・第三者行為）の調査を行い、給付対象外傷病にかかる支出済みの医療費を回収します。

令和5年度見込	外部委託レセプト点検効果：300件	1,000千円
	資格過誤レセプト点検効果：300件	5,000千円
	給付対象外疾病医療費回収：50件	3,000千円

(2) 療養費支給の審査強化

柔道整復等の請求に対し、アウトソーシングによる施術内容の確認や健康保険組合連合会の給付相談の活用等により審査を強化するとともに、長期施術者に対するチラシ送付や機関誌等の広報を通じて、適正受診を啓発します。

あんま・はり・きゅう療養費については、医科レセプトとの突合や施術経緯の確認等を積極的に行い、治療用装具療養費については、作成経緯の調査や現物(写真)の確認等により、適正支給に努めます。

令和5年度見込	柔道整復療養費申請書等の返戻：140件	900千円
---------	---------------------	-------

4. マイナンバーカードと健康保険証の一体化(保険証廃止)に向けた対応

12月に予定されている、マイナンバーカードと健康保険証の一体化(保険証廃止)に向けて、制度改正やスケジュール等の情報を迅速に整理しながら準備を進めます。また加入者に対しても、マイナ保険証の利用促進等の広報を積極的に行います。

さらに医療DXの実現に向け、オンライン資格確認を円滑に運用するため、加入者情報のデータを迅速かつ正確に登録します。

5. 加入者への広報の充実強化

事業主・加入者に対し、健康保険の仕組みと現状、当健保組合の事業、収支・財務の実態等についての理解促進と、健康づくりに関する情報等を広く周知するため、

機関誌「静農けんぽ」に加え、「けんぽの手帖」や「5分でわかるけんぽニュース」を活用し、情報提供に努めます。

また、リニューアルしたホームページを活用し、これらの情報をデジタルでも配信することにより、内容の充実強化を図ります。

具体的実施事項

1. 適用業務

(1) 健康保険法に基づく適用・徴収業務

被保険者及び被扶養者の資格の認定、保険料徴収のための標準報酬月額及び標準賞与額の決定、保険料の算出及び徴収管理等の業務を行います。

(2) オンライン資格確認への対応

マイナンバーカードの被保険者証利用（オンライン資格確認）に対応し、マイナンバー情報連携を活用した、他機関への情報照会、情報提供を行います。

(3) 電子申請への対応

当健保組合への各種届出の電子申請を、義務化対象外の事業所へも推進します。

(4) 資格確認調査の実施

被扶養者の認定の適否を確認するため、マイナンバー情報連携を活用し18歳以上の被扶養者の状況調査を実施します。実施にあたっては、電子での報告も可能とする等、事業所担当者及び被保険者の負担軽減を図ります。

また、昨年示された「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づき、年収の基準額を超えた被扶養者についても個別に対応します。

2. 給付業務

(1) 健康保険法及び組合同規約に基づく保険給付

①法定給付

ア 被保険者に対する給付

(7)療養の給付(現物支給)

療養(薬剤支給を含む。以下同じ)に要した費用のうち、7割に相当する額を支給し、入院時食事・生活療養費は、患者負担額を除いた額を支給します。

(i)訪問看護療養費(現物支給)

在宅療養者が訪問看護ステーションから、訪問看護を受けた場合、その費用の7割に相当する額を支給します。

(ウ)療養費

療養の給付を受けることが出来なかったときや、コルセット・柔道整復師等の施術を受けたとき、法定額に換算した額の7割を支給します。

(エ) 高額療養費

同一月にかかった医療費の自己負担額が一定の限度を超えたときに、自己負担額（入院時食事・生活療養費負担額は除く、以下同じ）から自己負担限度額を差し引いた額を支給します。

また、医療費が一定の限度を超えたときに、自己負担額が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を、申請により発行します。（70歳未満）

●自己負担限度額

[70歳未満]

ア：標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ※多数該当の場合は140,100円
イ：標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ※多数該当の場合は93,000円
ウ：標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※多数該当の場合は44,400円
エ：標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ※多数該当の場合は44,400円
オ：住民税非課税	35,400円 ※多数該当の場合は24,600円

[高齢受給者 70歳から74歳まで]

		月単位の上限額	
		外来(個人ごと)	
現役並み	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※多数該当の場合は140,100円	
	標準報酬月額 53～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% ※多数該当の場合は93,000円	
	標準報酬月額 28万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※多数該当の場合は44,400円	
一般	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 ※多数該当の場合は44,400円
低所得者	住民税非課税、年金収入80～160万円	8,000円	24,600円
	住民税非課税、年金収入80万円以下		15,000円

(オ) 移送費

療養のため移送が必要と認められた場合、移送に要した費用(実費)を支給します。

(カ) 傷病手当金

傷病により労務不能のため報酬を受けることができなかつたとき、直近12ヶ月の標準報酬日額平均の3分の2を通算18ヶ月間支給します。

(キ) 埋葬諸費

一律50,000円を支給します。

(ク) 出産育児一時金

一児につき一律500,000円を支給します。

※産科医療補償制度に加入していない場合488,000円

(ケ) 出産手当金

出産のために報酬を受けることができなかつたとき、直近12ヶ月の標準報酬日額平均の3分の2を産前42日、産後56日間支給します。

(コ) 高額介護合算療養費

毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合計し、基準額を超えた場合に、超えた額を支給します。

● 基準額（医療保険と介護保険の自己負担額を合算する場合の限度額）

	69歳以下	70～74歳
標準報酬 83万円～	212万円	212万円
標準報酬 53万円～79万円	141万円	141万円
標準報酬 28万円～50万円	67万円	67万円
標準報酬 26万円以下	60万円	56万円
低所得者Ⅱ	34万円	31万円
低所得者Ⅰ		19万円

※低所得者Ⅱ 市（区）町村民税非課税等の被保険者またはその被扶養者

低所得者Ⅰ 総所得金額等にかかる各種所得がない70歳以上の被保険者本人、または、その被扶養者

(サ) 高齢者療養給付費（現物支給）

療養に要した費用のうち、8割（一定以上所得者は7割）に相当する額を支給し、入院時食事・生活療養費は、患者負担額を除いた額を支給します。

イ 被扶養者に対する給付

(7) 療養の給付（現物支給）

被保険者の「療養の給付（現物給付）」と同じ。ただし、義務教育就学前の乳幼児の療養の給付は、8割に相当する額を支給します。

(イ) 家族訪問看護療養費（現物支給）

被保険者の訪問看護療養費と同じ。

(ウ) 第二家族療養費

被保険者の療養費と同じ。ただし、義務教育就学前の乳幼児は8割を支給します。

(エ) 家族移送費

被保険者の移送費と同じ。

(オ) 家族埋葬料

被保険者の埋葬諸費と同じ。

(カ) 家族出産育児一時金

被保険者の出産育児一時金と同じ。

② 付加給付

ア 被保険者に対する給付

(ア) 一部負担還元金

各診療月におけるレセプト1件ごとの療養に要した費用から、療養給付費に相当する額(高額療養費が支給される場合はそれを含める)を控除して得た額(入院時食事・生活療養費負担額は除く)から、20,000円を控除して得た額を支給します。

ただし、500円未満は不支給とします。

(イ) 訪問看護療養費付加金

訪問看護療養費の支給を受けたときの自己負担額が、20,000円を超えた場合、その超過額を支給します。

ただし、500円未満は不支給とします。

(ウ) 合算高額療養費付加金

自己負担限度額より20,000円に件数を乗じた額を減して得た額を支給します。

ただし、500円未満は不支給とします。

(エ) 埋葬料付加金

一律50,000円を支給します。

(オ) 出産育児一時金付加金

一律12,000円を支給します。

イ 被扶養者に対する給付

(ア) 家族療養費付加金

被保険者の一部負担還元金と同じ。

(イ) 訪問看護療養費付加金

被保険者の訪問看護療養費付加金と同じ。

(ウ)埋葬料付加金

一律10,000円を支給します。

(エ)出産育児一時金付加金

被保険者の出産育児一時金付加金と同じ。

(2) 医療費等の適正化対策

①レセプト点検

アウトソーシングや社会保険診療報酬支払基金の請求前資格確認を活用し、不適正医療費の排除を行います。

②労災・第三者行為等の給付対象外傷病確認

レセプトから外傷病名を抽出し、「負傷原因の照会」により被保険者に問合せ、第三者行為や労災に該当した医療費の回収を行います。

③療養費支給の審査

接骨院等への適正受診の啓発や、アウトソーシングでの施術内容の確認等を行います。

また、療養費（治療用装具）支給にあたり、作成経緯等の確認を行います。

④医療費のお知らせの発行

「医療費のお知らせ」をP e p U pで毎月配信し、医療費意識の啓発に努めます。

また、希望者に「年間医療費のお知らせ」を紙媒体で配布します。

⑤ジェネリック医薬品差額通知の発行

「医療費のお知らせ」と併せ、「ジェネリック医薬品差額通知」をP e p U pで毎月配信し、医療費削減を図ります。

また、機関誌やホームページ等を通じて、ジェネリック医薬品の利用促進を行います。

⑥こども医療費助成に対する自己負担額調査

在住市町のこども医療費助成利用の調査を行い、給付の適正化に努めます。

⑦傷病手当金の適正な支給

傷病手当金の支給に際し、レセプト等の関係資料の確認や、医療機関及び前加入保険者への調査等により、適正な支給に努めます。

3. 保健事業

(1) 特定健康診査事業

①特定健診の受診奨励

特定健診を実施した被保険者及び被扶養者に一部負担金を交付します。

未受診者対策として、被扶養者の特定健診等の受診状況を把握し、特定健診等のご案内や未受診者への受診勧奨通知を送付するとともに、パート先等での受

診者に対し、健診結果の提供を依頼します。

また、健康保険組合連合会静岡連合会が実施する特定健診・特定保健指導の共同事業を利用し、年度内に受診できていない被扶養者の受診を促します。

※労働安全衛生法に基づく定期健康診断(一般健診)が優先されるため、被保険者については、一般健診一部負担金として交付します。

②情報提供

特定健診を受けた被保険者・被扶養者に、情報提供資料を配布し、健康づくりを啓発します。

また、被保険者に対し、PePUpにて、健康年齢や健康課題、健康コラム、ワクチン接種記録、おくすり手帳機能等、自身の健康状況を分かりやすく提供します。

(2) 特定保健指導事業

①健保組合の保健師による特定保健指導の実施

ア 動機付け支援

特定健診において“動機付け支援”に該当した被保険者については、原則的に全員に指導を実施します。

イ 積極的支援

39～40歳の被保険者を中心に特定保健指導を実施します。

②外部委託による特定保健指導の実施

医療機関や専任保健師を設置する事業所に特定保健指導の実施を委託します。

また、より多くの方への指導を実施するため、外部委託業者によるオンライン等の特定保健指導を実施します。

(3) 保健指導宣伝事業

①広報活動

機関誌やホームページ等を通じて、被保険者及び被扶養者に、健康づくりや健康保険制度、健保組合の事業状況等の情報を発信します。

また、被保険者に対し、健康保険の事業に関するアンケートを実施し、当健保への要望等を把握するとともに、必要に応じて事業等に反映します。

ア 機関誌「静農けんぼ」の発行

イ ホームページの運営

ウ 「けんぼの手帖」の発行

エ 「5分でわかるけんぼニュース」の発行

オ 健康保険制度の情報提供(随時)

カ 事業所の広報誌(紙)への寄稿

キ 健康保険の事業に関するアンケートの実施

②保健指導・健康教育・健康相談

被保険者・被扶養者を対象に、保健師による保健指導、健康教育、健康相談

等を行い、健康の保持増進を図ります。(一部、厚生連等に委託)

③生活習慣病予防対策

被保険者に対し、健康状況のリスク階層に応じて、保健師が生活習慣病予防教育を行い、セルフケアによる発症予防・重症化予防を促します。

ア 高血圧及び高血糖者への保健指導

イ 新採用職員への健康教育(口腔衛生教育を含む)

ウ 34歳の被保険者への健康教育(口腔衛生教育を含む)

④職場の健康推進支援

ア 専任保健師を設置する事業所への支援制度

事業所の健康経営を支援するため、専任保健師を設置する事業所に対し、その取り組みに応じた支援費を助成するとともに、当健保組合の保健事業の一部を委託し、当健保組合と事業所が一体となった、より効率的かつ効果的な保健事業を展開します。

イ 職場の健康管理推進対策の促進

(ア) データ分析システムより抽出した健康課題を事業所と共有し、健康づくり目標の策定を全事業所に呼びかけ、事業所と農団健保の協働(コラボヘルス)による健康管理活動に取り組むとともに、各事業所の「健康経営」への取り組みを支援します。

(イ) 静岡県が実施する「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」への取り組みを支援します。

(ロ) 「健康経営優良法人」の認定事業所を増加させるため、健康経営への取り組み支援や申請手続きの補助を行います。

(ハ) 事業所の「健康づくり責任者」、「健康づくり担当者」、「健康保険事務担当者」を把握するとともに、保健事業推進委員や健康づくり責任者等を通じて、保健事業を推進します。

(ニ) 健康保険組合連合会の健康強調月間に合わせ、各種資料を事業所に配布し、事業所での健康づくり事業の実施を推進します。

ウ 健康づくり事業への補助

事業所の健康づくり事業の実施を推進するため、各事業所の実情に沿った内容を提案するとともに、職場内の運動に関する事業や健康づくりセミナー等を実施した事業所に費用の一部を補助します。

⑤個人の健康推進支援

ア 育児指導等の母子保健対策

出産した被保険者・被扶養者に、育児雑誌「赤ちゃんと！」等を1年間贈呈します。

イ 食に関する啓発活動

“～こころとからだの健康は大地から～「郷土からの旬・食・彩」”のスロ

ーガンを掲げ、“地産地消”を推進します。

ウ 禁煙対策

- (ア)「オンライン禁煙診療プログラム」を実施します。また、簡易コースを新設します。(新規)
- (イ)事業所における適切な喫煙環境づくりへの支援を行います。

エ 口腔衛生対策

- (ア)新入職員や34歳の被保険者等に口腔衛生教育を行います。
- (イ)「株式会社歯科健診センター」への外部委託により、無償での歯科健診を実施します。
- (ウ)事業所が行う歯科健診事業への助成を行います。
- (エ)健康診断の間診票データを活用し、ハイリスク者へ歯科健診受診勧奨通知を送付します。(新規)

オ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス相談窓口を設置した事業所に対し、費用の補助を行います。また、保健師によるメンタルヘルスに関する助言、健康教育、健康相談等を行います。

カ 前期高齢者医療費抑制対策

前期高齢者の被保険者に対し、健診結果や診療情報等をもとに健康リスクを階層化し、階層に応じて健康相談や保健指導、広報による啓発等を行います。

⑥会議・講習会

各種会議・講習会を開催し、事業所の健康管理活動等を支援します。

- ア「健康づくり責任者会議」の開催
- イ「事務担当者講習会」及び「事務担当初任者講習会」の開催
- ウ「保健事業推進委員会」の開催

⑦諸情報の活用

レセプトや健康診断データ等を分析し、効率的な保健事業を展開します。

(4) 疾病予防事業

①各種健(検)診の受診奨励及び実施の支援

疾病の早期発見・早期治療による医療費削減を図るため、事業所と共同で各種健(検)診を実施し、事業所等に費用の一部を交付します。また、新たに節目人間ドック受診者が、婦人科検診・前立腺がん検診を受けやすくなるようコースを設定し、費用の一部を助成します。(別表1を参照)

さらに、健康保険組合連合会静岡連合会が実施する特定健診・特定保健指導の共同事業を利用し、年度内に受診できていない被扶養者に受診を促します。

②事業所のインフルエンザ予防接種事業の一部負担

事業所が行う被保険者に対するインフルエンザ予防接種事業に一部負担金を交付します。(別表1を参照)

③事業所の新型コロナウイルス予防接種事業一部助成

事業所が行う被保険者に対する新型コロナウイルス予防接種事業に一部負担金を交付します。(別表1を参照)

④家庭用常備薬の購入斡旋

被保険者及び被扶養者の疾病を予防するため、市販薬等を安価で購入できるよう家庭用常備薬の購入を斡旋します。

(別表1) 農団健保 各種健(検)診等の健保一部負担金一覧

	健診・検診種別	金額(1人当り)	対象年齢等	
被 保 険 者 (任 意 継 続 被 保 険 者 を 除 く)	一 般 健 診	1,700円	39歳以上は特定健診を兼ねる	
	胃 が ん 検 診	2,400円	35歳以上	
	大 腸 が ん 検 診	500円	35歳以上	
	子 宮 が ん 検 診	2,200円	30歳以上の女性	
	乳 が ん 検 診	1,900円	35歳以上の女性	
	前 立 腺 が ん 検 診	700円	50歳以上の男性	
	人 間 ド ッ ク	一般コース	20,000円	35～50歳は5歳ごと、50歳以上は3歳ごと(婦人科コースは女性、前立腺コースは男性に限る)
		婦人科コース	24,100円	
		前立腺コース	20,700円	
	脳 ド ッ ク	20,000円	42、47、52、57歳	
インフルエンザ予防接種	(上限)1,000円で実費			
新型コロナウイルス予防接種	(上限)1,000円で実費			
歯 科 健 診	1,000円			
被 扶 養 者	フ ァ ミ リ ー 健 診	1,700円	38歳以下	
		6,000円	39歳以上	
	家 族 人 間 ド ッ ク	15,000円	35歳以上5歳ごと	
任 意 継 続 被 保 険 者	特 定 健 診	6,000円	39歳以上	
	人 間 ド ッ ク	一般コース	20,000円	35～50歳は5歳ごと、50歳以上は3歳ごと(婦人科コースは女性、前立腺コースは男性に限る)
		婦人科コース	24,100円	
		前立腺コース	20,700円	
脳 ド ッ ク	20,000円	42、47、52、57歳		

※健康保険組合連合会静岡連合会の共同事業による特定健診・特定保健指導は、年度ごとに実施費用が改定されるため、金額が決定し次第、一部負担金を決定し、受診対象者にお知らせします。

(5) 体育奨励事業

①体力づくりの推進

PePUpを活用したウォーキングキャンペーン「農団けんぽウォーキング

ラリー」を3回開催し、被保険者の運動習慣化を促進します。

また、事業所独自でもPe pUpを活用したウォーキングラリーが実施できるよう、開催を支援します。

- ②契約スポーツクラブ「ルネサンス」「R I Z A P」「c h o c o Z A P」の利用奨励
被保険者・被扶養者の運動習慣化を支援するため「キャンペーン情報」の提供等により、利用を促します。

また、適切な施設があれば新たなスポーツクラブと契約します。

- ③職場体操の奨励

当健保組合が作成した「農団けんぽストレッチ体操」や「ラジオ体操」等、職場体操の実施を事業所に奨励し、実技指導及びCD・チラシ等の配布を行います。

- ④個人の運動習慣作りの支援

当健保組合の契約スポーツクラブ以外のスポーツ施設などを定期的に利用している被保険者にPe pポイントを付与します。

- (6) 契約保養施設の利用奨励

被保険者・被扶養者の心身のリフレッシュ、健康保持・増進を目的に、「ラフォーレ倶楽部」及び「ATグループ保養施設」の「おすすめ情報」を提供し、利用促進を図ります。

4. 総務関係

- (1) オンライン化・デジタル化への対応

監督官庁である厚生労働省の方針や指導に基づき、必要に応じてオンライン化・デジタル化を進め、事務の合理化に努めます。

- (2) 全国農業団体健康保険組合協議会 事務局の設置（新規）

全国農業団体健康保険組合協議会の委託により、同協議会に加入する健保組合の階層別研修会等の企画・運営を行うための事務局を設置します。

- (3) 「職員人材育成方針」及び「職員研修要領」の運用

職員の資質を向上させるため、「職員人材育成方針」及び「職員研修要領」に基づき、計画的・効果的に研修を実施します。

- (4) 経費節減対策の実施

業務改善による事務処理の合理化を一層進めるとともに、事務所費等の運営経費の節減に努め、効率的な事務処理を実施します。

- (5) 個人情報保護対策及び事故防止対策の徹底

- ①規程等に基づき、当健保組合が保有する加入者の個人情報（特定個人情報を含む）を適正に利用・管理します。

- ②厚生労働省が示す「自己点検シート」及び内部監査による定期的なチェックを行い、事故防止対策を徹底します。